

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

子どもの権利擁護

児童福祉の根幹的理念の実践者としての自覚の涵養と基礎固めのため、子どもの権利と、子どもの権利擁護のために大人は子どもにどのように向き合うべきかについて確認し、理解することを目的とします。

目次

子どもの権利に関する要点	2
子どもの権利擁護に関する要点	3
児童の権利に関する条約	4
日本国憲法と子どもの権利	6
子ども基本法と子どもの権利	7
児童の権利に関する条約第12条（子どもの意見表明権）	8
子どもの意見表明権が効果的に実現されるための段階的措置（条約機関の一般的意見より）	12
子どもの意見表明権が効果的に実現されるための基本的要件（条約機関の一般的意見より）	13
『子どもの「声」』のイメージをどのように捉えるか	14
子どもの声を聴く/子どもの意見表明を支援する際の留意点	15
一時保護所における様々な権利制約	16
一時保護と子どもの権利	17
令和4年6月に成立した改正児童福祉法の子どもの権利擁護活動への影響	20
都道府県の意見表明支援事業を担う主体のイメージ	21
意見形成支援・意見表明支援を担う主体について	22
意見表明等支援事業を通じて実現が目指されている子どもの権利擁護の枠組みのイメージ	23
16.意見表明支援事業が整備された際の子どもによる意見表明及び関係機関の申立・申出の想定フロー	24

子どもの権利に関する要点



Point !

- 子どもの権利は普遍的な人権の一環として位置付けられる。そのため子どもは保護の対象にとどまらず、意思を尊重されるべき権利の主体です
- 子どもの権利は大きく「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」です

- 児童の権利に関する条約は、日本が批准している国際条約の一つで、18歳未満のすべての者の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として平成元年秋の国連総会において全会一致で採択されました。日本は、翌平成2年に権利条約に署名し、平成6年に批准しています。
- 本条約については、子ども家庭支援のあり方と関連して、次の5点について理解しましょう。

子どもの権利の位置づけ

- 子どもの権利は、普遍的な人権の一環として位置付けられます。したがって子どもは保護の対象にとどまらず、意思を尊重されるべき権利の主体と考えられています。

子どもの権利の概要

- 子どもの権利条約にはその根源的理念として次の4つの原則が示されています。
 - 生命、生存及び発達に対する権利 / 子どもの最善の利益 / 子どもの意見の尊重 / 差別の禁止
- 加えて子どもの権利条約で定められている子どもの権利は大きく次の4つです
 - 生きる権利 / 育つ権利 / 守られる権利 / 参加する権利

子どもの“最善の利益”の優先

- 権利条約第3条には、「児童に関するすべての措置を採るに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と規定されています。これは、子ども家庭福祉の関係者が制度設計・運用、個別的支持に係わる判断や合意形成を行う際の原則となります。

保護者の一次的責任・公的支援の必要性

- 権利条約第18条第1項及び第2項において、子どもの養育・発達に関する父母・法定保護者の一次的責任が明示されているとともに、国は父母・法定保護者がこの責任を遂行するにあたって適当な援助と、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保することが規定されています。

家庭養育の原則

- 権利条約の前文から家庭養育の原則が示されています。
- その上で「一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する（第20条）」と規定されています。

子どもの権利擁護に関する要点



Point !

- 子どもの権利が守られることが最優先です
- 入所する子どもに、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法を、子どもの年齢や理解に応じて説明します
- 子どもの意見表明の機会を確保します

子どもの権利の位置づけ

- 入所する子どもには、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害されたときの解決方法（職員への相談、意見表明ができること、権利侵害の際の届出、不服申立ての方法等）について、子どもの年齢や理解に応じて説明します
- その際、子どもの年齢に応じて理解できるような冊子を用意しておき、常に子どもが閲覧できるようにしておく工夫をとることが大切です。

子どもの意見表明への配慮

- 入所児童の意見が適切に表明されるような配慮が必要です。
- 子どもの意見表明は職員との適切な関わりの中でなされなければなりません、子どもにとっては言いにくいこともあるため、「誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることのできる箱を用意する」「あらかじめ子どもに意見を書き込める用紙を手渡す」「意見や相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置」するなど、子どもの意見をくみ上げるための工夫を行います。
- このほか、その他の相談窓口等があれば、相談先を子どもたちに提示するなどして、子どもが相談しやすい体制を整えます。

子どもの意見を尊重した施設の向上

- 退所していく子どもたちにアンケートを行うなど、子どもの意見を尊重して、一時保護所やそれを行う施設等の向上を図ることで、子どもの最善の利益の確保に努めます。

第三者機関の活用

- 児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が、一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなど、一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましいとされています。

「権利ノート」を職員も一読しましょう

- 都道府県では、子どもたちが全員持っている大切な権利について知ってもらうために、子どもの権利条約をもとにした「権利ノート」を作成しており、中にはホームページに掲載している自治体もあります。
- 子どもを対象とした文書ではありますが、それゆえに子どもの権利としてこういったものがあるのか、わかりやすくまとめられています。
- そのため、初めて一時保護所で勤務する方は、まずは所属自治体の「権利ノート」について目を通し、子どもの権利擁護に係る考え方を把握することをお勧めします。

児童の権利に関する条約

- 児童の権利条約は、18歳未満の児童を権利を持つ主体と位置づけ、おとなと同様一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利を定めています。
- 中でも12条で規定される**子どもの意見表明権は、他のすべての条項に掲げられた権利及びその実施について、子どもが自分なりの意見を有する主体として尊重されるのであれば、全面的に実施することが出来ないことから、基盤となる権利である。**(→**子どもの意見を聴く=子どもの権利擁護**)

■ 児童の権利条約に定められた子どもの権利の概要（4つの柱）



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

■ 児童の権利条約 一般原則

生命、生存及び発達に 対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを請けることが保証される

子どもの最善の利益

子どもに関することが行われるときは、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考える。

※子ども家庭福祉の関係者が制度設計・運用、個別的支援に関わる判断や合意形成を行う際の原則

子どもの意見の尊重

(意見表明権/ The right to be heard)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

※子どもの意見をすべて叶えるという意味ではない

差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

(出所) 日本ユニセフHP「子どもの権利条約」

児童の権利に関する条約の各条の内容

第1条 子どもの定義	第2条 差別の禁止	第3条 子どもにもっともよいことを	第4条 国の義務	第5条 親の指導を尊重
第6条 生きる権利・育つ権利	第7条 名前・国籍を持つ権利	第8条 名前・国籍・家族関係 が守られる権利	第9条 親と引き離されない 権利	第10条 別々の国にいる 親と会える権利
第11条 よその国に 連れ去られない権利	第12条 意見を表す権利	第13条 表現の自由	第14条 思想・両親・宗教の 自由	第15条 結社・集会の自由
第16条 プライバシー、名誉の 保護	第17条 適切な情報の入手	第18条 子どもの養育は まず親に責任	第19条 あらゆる暴力からの 保護	第20条 家庭を奪われた 子どもの保護
第21条 養子縁組	第22条 難民の子ども	第23条 障害のある子ども	第24条 健康・医療への権利	第25条 施設に入っている子ども
第26条 社会保障を受ける権利	第27条 生活水準の保護	第28条 教育を受ける権利	第29条 教育の目的	第30条 少数民族・先住民の 子ども
第31条 休み、遊ぶ権利	第32条 経済的搾取・ 有害な労働からの保護	第33条 麻薬・覚せい剤 などからの保護	第34条 性的搾取からの保護	第35条 誘拐・売買からの保護
第36条 あらゆる搾取 からの保護	第37条 拷問・死刑の禁止	第38条 戦争からの保護	第39条 被害にあった子どもの 回復と社会復帰	第40条 子どもに関する司法

(出所) 日本ユニセフHP「子どもの権利条約」(子どもと先生の広場: 日本ユニセフ協会 (unicef.or.jp)) (2023/02/07 閲覧)

日本国憲法と子どもの権利



Point !

- 子どもについては、現在及び将来の社会の一員としてその成長の過程におけるあらゆる場面において、人権が豊かに保障されることを求められている。
- 子どもの権利は、日本国憲法の人権規定上、「教育を受ける権利」と人間としての「市民的自由」ならびに「社会権」によって成り立っているものと理解することができ、豊かな内実が与えられることとなります。

「子どもの権利」と「権利としての教育」

- 子どもは自ら選びながら自分をつくり成長していくために、探求し、学習することが必要であるが、そのためには教育を受ける権利が十分に保障されることが必須の前提となります。
- 憲法26条が保証する「権利としての教育」は、子どもの教育内容への公権力の介入・干渉を排除しながら、他方で子どもの生存権的基本権ともいべき学習の権利を充足することを積極的に求めるものとして、子どもの権利の中核をなすものと考えられます。

「子どもの権利」と「生命・自由・幸福追求権」

- 子どもの「人間らしく扱われることの憲法的保障」は、さらに、子どもが個人として尊重され、一人ひとりが「生命・自由・幸福追求の権利」を有することにはじまり、思想・良心の自由、信教の自由、表現の自由、人身の自由、奴隷的苦役からの自由、プライバシーの権利などの「市民的自由」にまで及び、子どもの人間としての生存・生活の前面にわたります。
- また憲法12条にあるように、国民の自由と権利は国民の不断の努力によって保持するものであり、これは子どもの権利についても同様です。

社会権（憲法25条～28条）

- 社会権は、生存権（憲法25条）、教育を受ける権利（憲法26条）、勤労の権利（憲法27条）、労働基本権（憲法28条）の総称です。
- 社会権は、20世紀になって、社会国家の理想に基づき、とくに社会的・経済的弱者を保護し実質的平等を実現するために保障されるに至った人権です。
- 生存権（憲法25条）は社会権の中で原則的な規定であり、国民が誰でも、人間的な生活を送ることができることを権利として宣言したものです。
- その中で憲法25条2項は、国に生存権の具体化について努力する義務を課しており、これを受けて国は児童福祉法等の各種の社会福祉立法、各種の社会保険立法、保健所法等公衆衛生のための制度の整備を行っています。
- 教育を受ける権利（憲法26条）はその性質上、子どもに対して保障されます。その権利の内容は子どもの学習権を保障したものと解されています
- 子どもの学習権とは、において「子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利」のことです（旭川学カテスト事件の最高裁判決（昭和51年5月21日大法廷判決、最高裁判所掲示判例集30巻5号615頁））

参考：日本弁護士連合会子どもの権利委員会『子どもの権利ガイドブック [第2版]』 [明石書店.2017] 14-15

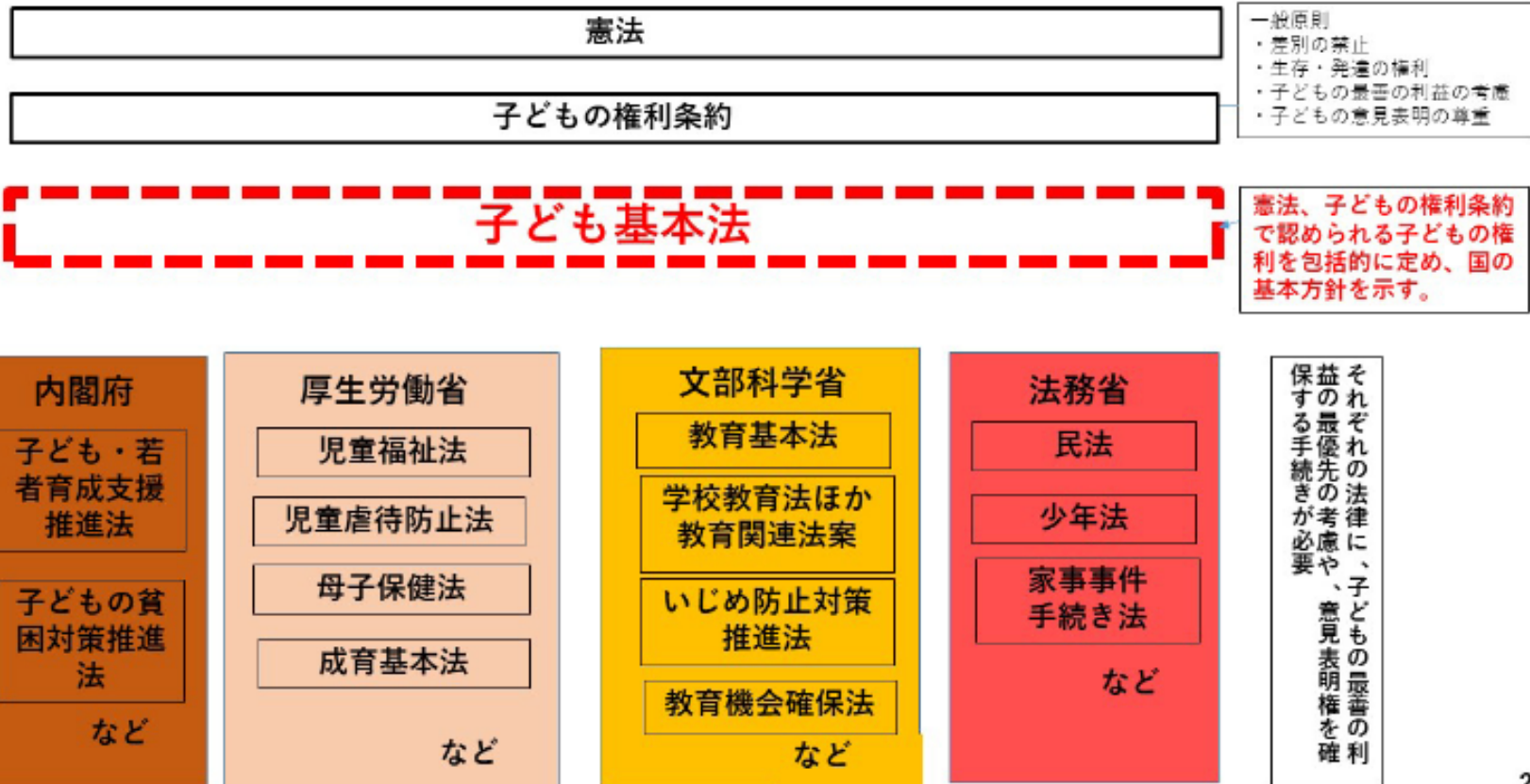
参考：芦辺信喜『憲法 [第五版]』 [岩波書店.2011] 258-265

子ども基本法と子どもの権利

- 令和4年6月15日に成立し、令和5年4月1日より施行される「こども基本法」により、日本において子どもは権利の主体として位置づけられ、その権利は養育、教育、保健、医療、福祉等すべての分野で包括的に保障されることになりました。

子どもの権利にかかわる法律 概念図

日本財団作成 THE NIPPON FOUNDATION



2

(出所) 日本財団HP「こども基本法について」(<https://kodomokihonhou.jp/about/>) (2023/03/17 閲覧)

児童の権利に関する条約第12条（子どもの意見表明権）

- 児童の権利条約12条で規定される子どもの意見表明権は、他のすべての条項に掲げられた権利及びその実施について、子どもが自分なりの意見を有する主体として尊重されるのでなければ、全面的に実施することが出来ないことから、基盤となる権利である。（→子どもの意見を聴く≡子どもの権利擁護）

第12条

- 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

- 子どもは自分に関わることについて意思・意向や意見を自由に表明することができる
→子どもを力のある存在、「声」・「意見」を発することのできる存在に位置づけ
- おとなはそれらを聴き、年齢や成熟に従って考慮する
- 仮に子どもがその意思・意向を言葉により明示できなくても、その意思・意向は聴かれる権利がある
- ただし、子どもにはこの権利を行使しない権利があり、意見の表明は子どもにとっては選択であり、義務ではない
→おとなは、子どもがその最善の利益にかなう決定を行うためにあらゆる必要な情報及び助言を受けることを確保しなければならない

（参考）日本弁護士連合会 子どもの権利条約 条約機関の一般的意見 日本語「意見を聴かれる子どもの権利」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf) (2022/09/01時点)

児童の権利に関する条約第12条（子どもの意見表明権）の文理的解釈

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

■ 「自己の意見を形成する能力のある」 (capable of forming his or her own views)

- この文言は、制限としてではなく、自律的見解をまとめる子どもの能力を可能な限り最大限に評価する締約国の義務としてとらえられるべき
- すなわち締約国は、子どもには自己の意見をまとめる力があると推定し、かつそれを表明する権利があることを認めるべきである
- 加えて締約国は、自己の意見を聴いてもらううえで困難を経験している子どもたちを対象としてこの権利の実施を確保する義務もある。
- 子どもがまず自己の力を証明しなければならないわけではない
- なお、子どもの意見表明権には何らの年齢制限も課されていない

(参考) 日本弁護士連合会 子どもの権利条約 条約機関の一般的意見 日本語「意見を聴かれる子どもの権利」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf) (2022/09/01時点)

児童の権利に関する条約第12条（子どもの意見表明権）の文理的解釈

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について**自由に自己の意見を表明する権利**を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

■ 「自由に自己の意見を表明する権利」 (the right to express those views freely)

- 子どもは圧力を受けることなく自己の意見を表明でき、かつ意見を聴かれる権利を行使したいか否か選べる。
- 子どもには、他人の意見ではなく自分自身の意見を表明する権利がある。
- 子どもの個人的および社会的状況を考慮した意見表明の条件と、子どもが自己の意見を表明する際に尊重されておりかつ安心して感じられる環境を確保しなければならない。
- 子どもは必要な回数以上に事情聴取の対象とされるべきではない。
- 自己の意見を表明する子どもの権利を実現するためには、その事柄、選択肢、ならびに、子どもの意見を聴く担当者および子どもの親または保護者が行う可能性のある決定およびそれがもたらす結果について、子どもに情報が提供される必要がある、
- どのような条件下で意見表明を求められるかについての情報も提供されなければならない

(参考) 日本弁護士連合会 子どもの権利条約 条約機関の一般的意見 日本語「意見を聴かれる子どもの権利」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf) (2022/09/01時点)

児童の権利に関する条約第12条（子どもの意見表明権）の文理的解釈

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、**児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される**ものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

■ 「児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される」 (being given due weight in accordance with the age and maturity of the child)

- 子どもの意見を正当に重視するため、または子どもの意見がプロセスの結果にどのように影響したのかを子どもに伝えるためには、その子どもの力を評価する必要がある。
- 子どもの意見に耳を傾けるだけでは不十分であり、子どもに自己の意見をまとめる力があるときはその意見が親権に考慮されなければならない
- 年齢及び成熟度にしたがって正当に重視することを要求することにより、年齢だけで子どもの意見の重要性を決定することはできないことを明確にしている。

(参考) 日本弁護士連合会 子どもの権利条約 条約機関の一般的意見 日本語「意見を聴かれる子どもの権利」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf) (2022/09/01時点)

子どもの意見表明権が効果的に実現されるための段階的措置（条約機関の一般的意見より）

<p>準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対し、子どもには自己に影響を与えるあらゆる事柄について、<u>意見を表明する権利があり、かつ、表明された意見が結果にどのような影響を及ぼすかに関して子どもが知らされることを確保</u>する。 子どもに対してはさらに、<u>やり取りは直接または代理人を通じて行う選択肢がある旨の情報も提供されなければならない</u> 意思決定担当者は、<u>聴聞がどのように、いつおよびどこで行われるかならびに誰が参加するかについて説明することにより子どもが十分な心構えを持てるようにする</u>とともに、この点に関わる子どもの意見を考慮しなければならない。
<p>聴聞</p>	<ul style="list-style-type: none"> 意見を聴かれる権利を子どもが行使する際には、<u>意見を表明しやすい、励ましに富んだ環境が用意されなければならない</u> 子どもの意見を聴く者としては、子どもに影響を与える事柄に関与しているおとな（たとえば教員、ソーシャルワーカー、ケアワーカー等）、機関の意思決定担当者（たとえば機関の長、管理職、裁判官等）または専門家（たとえば心理学者や医師）などが考えられる。 <u>一方的な吟味よりも談話の形式がとられるべき</u>であり、子どもの聴聞は公開の法廷ではなく<u>秘密が守られる条件下で行われるのが望ましい</u>
<p>子どもの力の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの意見は、<u>個別事案ごとの分析によりその子どもに自己の意見をまとめる力があることが示されたときは、正当に重視されなければならない</u> 子どもに合理的かつ独立に自己の意見をまとめる力があるときは、意思決定担当者は、問題の解決における重要な要素のひとつとして子どもの意見を考慮しなければならない
<p>フィードバック</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>子どもは自分の意見が正当に重視される権利を享有しているので、意思決定担当者は、子どもに対してプロセスの結果を知らせ、かつ子どもの意見がどのように考慮されたかを説明しなければならない</u> これは、子どもの意見が形式的に聞かれるだけでなく、<u>真剣に受け止められることの保障</u>である。
<p>苦情申し立て、救済措置および是正措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 意見を聴かれ、かつそれを正当に重視される権利がないがしろにされかつ侵害された場合の苦情申し立て手続および救済措置を子どもたちに提供するための立法が必要とされる <u>子どもたちは苦情の声をあげるため、あらゆる子ども施設、とくに学校および保育所において、オンブズマンまたはこれに相当する役割を果たす者に相談する可能性を保証されるべきである。</u> 子どもたちは、これらの者がどういう人であり、かつどうすればこれらの者にアクセスできるかを知っていなければならない。 <u>意見を聴かれる子どもの権利が司法的及び行政手続との関連で侵害されたときは、子どもは、権利侵害に対する救済措置を提供してくれる異議申し立て及び苦情申し立ての手続にアクセスできなければならない。</u>

(参考) 日本弁護士連合会 子どもの権利条約 条約機関の一般的意見 日本語「意見を聴かれる子どもの権利」
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf (2022/09/01時点)

子どもの意見表明権が効果的に実現されるための基本的要件（条約機関の一般的意見より）

透明かつ情報が豊かである	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちは意見表明権について、そしてこの権利を発揮するためのプロセスが行われる方法、その範囲、目的及び潜在的影響についての十分な、アクセスしやすい、多様性に配慮した、かつ年齢にふさわしい情報を提供されなければならない
任意である	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが意思に反して意見表明を強要されることはあるべきではなく、また子どもたちはどの段階でも関与をやめて良いことが知られるべきである。
尊重される	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの意見は敬意をもって扱われなければならない、子どもたちにはアイデア及び活動を主導する機会が提供されるべきである。
子どもたちの生活に関連している	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが意見表明権を有する問題は、その生活に真に関連しており、かつ子どもたちが自分の知識、スキルおよび能力を活用できるようなものでなければならない。
子どもにやさしい	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが十分に準備を整え、かつ意見を表明する自身および機会を持てることを確保するため、十分な時間及び資源を利用可能とすることが求められる。 子どもたちは、その年齢および発達しつつある能力に従って異なる水準の支援および関与形態を必要とすることが考慮されなければならない。
インクルーシブである	<ul style="list-style-type: none"> すべての子どもたちに対して均等な機会を提供するようなものである必要がある あらゆるコミュニティ出身の子どもたちに対して文化的配慮を行うことも確保されなければならない
訓練による支援がある	<ul style="list-style-type: none"> おとなには、子ども参加を効果的に促進するための、例えば耳を傾けること、子どもたちと共同作業を行うことおよび発達しつつある能力に従って効果的に子どもたちの参加を得ることに関わるスキルを身に付けるための、準備、スキル及び支援が必要である 子どもたちには、権利意識を高めるための能力構築や、アドボカシーに関する訓練等が必要である。
安全であり、リスクに配慮している	<ul style="list-style-type: none"> しかるべき対応が採られない場合に子どもがさらされる可能性のあるリスクを最小限にとどめることが必要である
説明責任が果たされる	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちは、その意見がどのように解釈及び活用されるかについて情報を知らされ、かつ、必要なときは、知見の分析に異議を申し立てかつ影響を及ぼす機会を提供されなければならない。 子どもたちは、自分たちの参加がいずれかの結果にどのような影響を及ぼしたのかについても、明確なフィードバックを提供される資格を有する。

(参考) 日本弁護士連合会 子どもの権利条約 条約機関の一般的意見 日本語「意見を聴かれる子どもの権利」
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf (2022/09/01時点)

『子どもの「声」』のイメージをどのように捉えるか

- 子どもの「声」は言語的コミュニケーションだけではなく、非言語的コミュニケーションによる発信も含むものであることに留意します。
- 泣くこと、絵を描くこと、踊ること等、おとなや環境に働きかける表現全てを意味しています。
- 「声」になっていない意見を日々の生活態度や行動から推察することも大切です。

もっと幅広いイメージが大切

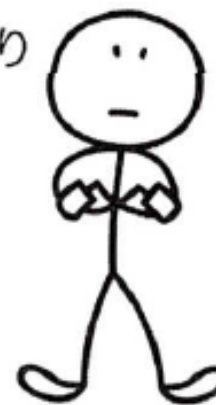
一般的なイメージ



内なる「声」



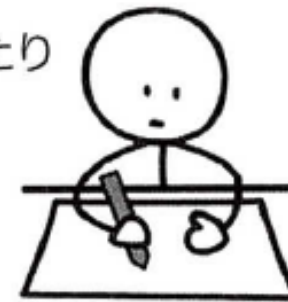
怒ったり



おどったり



絵を描いたり



泣いたり



(出所) 栄留里美・長瀬正子・永野咲『子どもアドボカシーと当事者参画のモヤモヤとこれから 子どもの「声」を大切にできる社会ってどんなこと?』明石書店、2021年 p17より引用

子どもの声を聴く/子どもの意見表明を支援する際の留意点

子どもの表現力は完全ではない

- 子どもは自己の窮状を訴える能力と表現力が必ずしも十分ではなく、説明が支離滅裂になったり、昨日と今日とで言っていることが異なったりすることがあることに留意が必要です。
- 日々の行動観察記録とも照らし合わせて、子どもの本意を推察することが求められる場面もあり得ます。
- 本心話をしてくれるようになるには相互の相当の信頼関係の醸成も必要になるため、これに努めることが重要です。

エンパワメントであること

- 子どもが自分の生活など自己に影響を与える事項に関する決定について、主導権を得られるよう支援し、自己効力感などを高められるようにします。
- 子どもの行動や決定をコントロールするような、あるいは子どもをアドボケイトに依存させて力を奪うような意見表明支援は行ってはいけません

子ども中心であること

- “子どもの最善の利益”を念頭に置き、子ども自身の「こうしてほしい」という意見や希望を可能な限り尊重し、一時保護所が子どもに対して行う行為についても、適宜その行為について子どもの同意を得るよう可能な限り努めます。
- 子どもに対する説明などは、その子どもの発達や理解力に応じて適切に行うように努めます。

平等であること

- 子どもの年齢、性別、人種、文化、宗教、言語、障害、性的指向などの違いによって対応に差異が出ないように留意します。

守秘

- 子どものプライバシー権を尊重した方針を子どもに分かりやすく説明し、子どもの同意なしに開示や提供を原則行わないようにします。子どもが自ら話した内容の秘密が守られると感じられることが、信頼関係形成の基盤になります。
- 子どもの生命が危険にさらされている場合など守秘により重大な侵害が及ぶ懸念があるときはこの限りではありませんが、致し方なく子どもの秘密を開示・提供を行う場合はその理由と開示・提供によって子ども本人に及ぶ影響について子どもに丁寧に説明し、同意を得るように努めます。

一時保護所における様々な権利制約

- 一時保護所では、緊急保護等の一時保護の目的や、他児との集団生活等の関係の合理性に基づきつつも、子どもに対して下記のような権利について制約されていることに留意しましょう。

父母に養育される権利	<ul style="list-style-type: none">一時保護により、一時的措置とはいえ子どもは保護者による養育環境から引き離されるため、父母に養育される権利が制約されています。
教育を受ける権利	<ul style="list-style-type: none">入所児童はほとんどの場合一時保護所から学校に登校することができず、保護所内での学年の異なる他児との共同学習等を余儀なくされます。また学習内容はプリント等による自習形態が多く、学校の授業に比べると学習時間も限定されています。そのため、教育を受ける権利が一定程度制約されていると言えます。
「居住・移転の自由」、 「人身の自由」	<ul style="list-style-type: none">外部からの侵入者や保護者等による連れ戻しの防止、子どもの安全確保という目的から敷地の出入り口、居室の扉などの常時施錠の管理がなされている場合があります。このような場合、保護所職員の協力なくして敷地外への移動、建物や敷地内での移動を自由に行えないこととなるため、「居住・移転の自由」、「人身の自由」が制約されていると言えます。
「知る権利」、「通信の自由」	<ul style="list-style-type: none">入所児童は、精神の安定や外部への情報流出防止等のために、スマートフォン等通信機器の使用や外部との連絡が禁止されていることが多く、家族との面接や電話についても許可なく行うことができないのが通常です。インターネットの利用もできないため、テレビなどの限られた情報源を除いて外部の情報から一切遮断されることとなります。かかる状況は、「知る権利」「通信の自由」が制約されていると言えます。
自己決定権	<ul style="list-style-type: none">例えば、他児への心理的な圧迫や非行傾向の伝播等を防止する等の理由から入所児童の頭髪を黒髪と基本とし、黒色以外の髪色に子どもについては黒染めを行っていたり、私服の着用を認めないなどしていたりする場合、自己決定権が制約されているといえます

参考：小野喜郎 薬師寺真『児童虐待対応と「子どもの意見表明権」—一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み』 [明石書店.2019] 120-129

一時保護と子どもの権利

一時保護の開始・解除の場面

- 一時保護は、子どもにとっては親と引き離される経験であり、権利制約を伴うものであることから、子どもの意見を聞くことが重要です。
- しかし、子どもの安全を迅速に確保するために行われる一時保護については、全てのケースで決定に先立って意見聴取の機会を確保することは難しいと考えられるため、一時保護に関してはその決定に際して子どもの意見を聴くことを原則としつつも、緊急保護などあらかじめ意見を聴くことが難しい場合は事後速やかに意見を聴くこととすべきです。
- なお、一時保護はあくまでも子どもの最善の利益を優先して考慮した上で決定すべきものであり、時には子どもの表明した意見と最善の利益に乖離が生じることもありますが、子どもの意見を聴いて対応したからといってその結果を子どもに転嫁するようなことがあってはなりません。
- また、一時保護を解除する場合にあっても、子どもの意見を聴くこととすべきです。

子ども同士の権利が衝突する場面

- それぞれの権利を両立するためお互いが努力する必要がありますが、状況によっては一方の権利を守るために、もう一方の権利を一時的に制限しなければならないことも当然起こり得ます。この時は子どもの最善の利益とは何かをよく考慮して判断・対応していくことが重要です。

自立支援計画の策定の場面

- 児童相談所では個々の児童についての自立支援計画の策定は義務付けられておらず、里親に委託する児童についてのみ自立支援計画を作成することになっています。
- 自立支援計画は、子ども本人の自立に向けた短期・長期の目標を設定し、支援方針を定めるものであり、里親の元での生活、里親の元を離れた後の生活、進路、家族との関係等を考えるきっかけとなるものです。そのためその性質上、子どもの意見を十分に聴いたうえで策定することが求められます。
- 例えば当該計画を策定するための会議に子ども本人が参加する方法などを検討していくことも一考です。

日常生活の場面

- 一時保護中の日常生活や支援等に関して子どもが不満等を持った場合も想定し、意見箱の設置、意見や相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置、入所児童による子ども会議の実施するなど、生活上の問題について子どもが意見を表明し、それらを受け止めるための多様なルートを設けます。
- また行動観察において、子どもが直接意見を述べていなくても、生活の様子から子どもの気持ちを推察し、意見表明を支援していく姿勢を持つことも重要です。

(参考) 自立支援計画表

自立支援計画票(記入例)

施設名 <input type="checkbox"/> 児童養護施設		作成者名	
フリカナ 子ども氏名	ミライ 未来	コウタ 幸太	性別 ○男 ○女
保護者氏名	ミライ 未来	リョウ 良	続柄 実父
主たる問題	被虐待経験によるトラウマ・行動上の問題		
本人の意向	母が自分の間違いを認め、謝りたいといっているが、母に対する嫌な気持ちはもっているが、確かめてみていいという気持ちもある。早く家庭復帰をし、出身学校に通いたい。		
保護者の意向	母親としては、自分のこれまで行ってきた言動に対し、不適切なものであったことを認識し、改善しようと意欲がでてきており、息子に謝り、関係の回復・改善を願っている。		
市町村・学校・保育所・職場などの意見	出身学校としては、定期的な訪問などにより、家庭を含めて支援をしていきたい。		
児童相談所との協議内容	入所後の経過(3ヶ月間)をみると、本児も施設生活に適応し始めており、自分の問題性についても認識し、改善しようと取り組んでいる。母親も、児相の援助活動を積極的に受け入れ取り組んでおり、少しずつではあるが改善がみられるため、通信などを活用しつつ親子関係の調整を図る。		
【支援方針】本児の行動上の問題の改善及びトラウマからの回復を図ると共に、父親の養育参加などによる母親の養育ストレスを軽減しつつ養育方法について体得できるよう指導を行い、その上で家族の再統合を図る。			
第〇回 支援計画の策定及び評価		次期検討時期: △年 △月	
子ども本人			
【長期目標】 盗みなどの問題性の改善及びトラウマからの回復			
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法
【短期目標 (優先的 重点的 課題)】	被虐待体験やいじめられ体験により、人間に対する不信感や恐怖感が強い。	職員等との関係性を深め、人間に対する信頼感の獲得をめざす。トラウマ性の体験に起因する不信感や恐怖感の軽減を図る。	定期的に職員と一緒に取り組む作業などをつくり、関係性の構築を図る。心理療法における虐待体験の修正。
	自己イメージが低く、コミュニケーションがうまくとれず、対人ストレスが蓄積すると、行動上の問題を起こす	得意なスポーツ活動などを通して自己肯定感を育む。また、行動上の問題に至った心理的な状態の理解を促す。	少年野球チームの主力選手として活動する場を設ける。問題の発生時には認知や感情の丁寧な振り返りをする。
		他児に対して表現する機会を与え、対人コミュニケーション機能を高める。	グループ場面を活用し、声かけなど最上級生として他児への働きかけなどに取り組ませる。
	自分がどのような状況になると、行動上の問題が発生するのか、その力動が十分に認識できていない	自分の行動上の問題の発生経過について、認知や感情などの理解を深める。また、虐待経験との関連を理解する。	施設内での行動上の問題の発生場面状況について考えられるよう、丁寧にサポートする。
			年 月 日

家庭(養育者・家族)			
【長期目標】 母親と本児との関係性の改善を図ると共に、父親、母親との協働による養育機能の再生・強化を図る。また、母親が本児との関係でどのような心理状態になり、それが虐待の開始、及び悪化にどのように結びついたのかを理解できるようにする。			
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法
【短期目標 (優先的 重点的 課題)】	母親の虐待行為に対する認識は深まりつつあるが、抑制技術を体得できていない。本児に対する認知や感情について十分に認識できていない	自分の行動が子どもに与えた影響について理解し、虐待行為を回避・抑制するための技術を獲得する。本児の成長を振り返りながら、そのときの心理状態を理解する。そうした心理と虐待との関連を認識する。	児童相談所における個人面接の実施(月2回程度)
	思春期の児童への養育技術(ペアレンティング)が十分に身に付いていない	思春期児童に対する養育技術を獲得する。	これまで継続してきたペアレンティング教室への参加(隔週)
	父親の役割が重要であるが、指示させたことは行うもののその意識は十分ではない	キーパーソンとしての自覚を持たせ、家族調整や養育への参加意欲を高める。母親の心理状態に対する理解を深め、母親への心理的なサポーターとしての役割を取ることができ	週末には可能な限り帰宅し、本人への面会や家庭における養育支援を行う。児童相談所での個人及び夫婦面接(月1回程度)。
			年 月 日
地域(保育所・学校等)			
【長期目標】 定期的かつ必要に応じて支援できるネットワークの形成(学校、教育委員会、主任児童委員、訪問支援員、警察、民間団体、活動サークルなど)			
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法
【短期目標】	サークルなどへの参加はするようになるものの、近所とのつきあいなどはなかなかできず、孤立きみ	ネットワークによる支援により、つきあう範囲の拡充を図る	主任児童委員が開催しているスポーツサークルや学校のPTA活動への参加による地域との関係づくり
	学校との関係性が希薄になりつつある。	出身学校の担任などと本人との関係性を維持、強化する。	定期的な通信や面会などにより、交流を図る
			年 月 日
総 合			
【長期目標】 地域からのフォローアップが得られる体制のもとでの家族再統合もしくは家族機能の改善			
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法
【短期目標】	母親と本人との関係が悪く、母子関係の調整・改善が必要。再統合が可能かどうかを見極める必要あり。	母子関係に着目するとともに、父親・妹を含めた家族全体の調整を図る。	個々の達成目標を設け、適宜モニタリングしながら、その達成にむけた支援を行う。
			通信などを活用した本人と母親との関係調整を図る
			年 月 日
【特記事項】 通信については開始する。面会については通信の状況を見つつ判断する。			

(参考) 子どもの権利に関する諸問題

- その他世間一般にある子どもの権利に関する諸問題として以下のようなものがあります。

いじめ	<ul style="list-style-type: none">• 被害児童にとっては、プライバシー・名誉の保護に係る権利（子どもの権利条約16条）、あらゆる暴力からの保護（子どもの権利条約19条）が侵害されています。• 一方で、いじめ問題に対応していく中で加害児童側の子どもの権利について失念されていく恐れがあります。被害児童・加害児童双方の健全な成長促進に尽力する視点が必要です。
不登校	<ul style="list-style-type: none">• 不登校の要因や背景としては、本人・家族・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っていることが多いとされています。• 子どもの権利の観点からは、不登校は様々な理由・要因によって子どもが学ぶ意欲を奪われ、学習権を侵害されている問題とも捉えられます。
学校における懲戒処分	<ul style="list-style-type: none">• 例えば校則については、教育目的上の必要性・合理性が認められない校則に基づく懲戒は親の教育権のみならず子ども個人の権利と衝突することになります。
体罰・暴力	<ul style="list-style-type: none">• 体罰の問題点として、①体罰はしばしばそれをしている大人の感情のはけ口であることが多いこと、②体罰は子どもに恐怖感を与えることで子どもの言動をコントロールする方法であり、体罰では子どもの善悪の判断や社会規範を育てることができないこと、③体罰は即効性があるので、それを使っていると、他のしつけの方法が分からなくなってしまうこと、④体罰はしばしばエスカレートすること、⑤体罰はそれを見ているほかの子どもに深い心理的ダメージを与えること、⑥体罰は時には取り返しのつかない事故を引き起こすことが指摘されています
学校事故	<ul style="list-style-type: none">• 学校は子どもが集い、互いが触れ合うことによって、心身を発達・成長させる場であるため、その学校で子どもが怪我をしたり、病気にかかったりすることがないよう、保護者や学校関係者は安全の確保に万全の注意を払う必要があります。
児童虐待	<ul style="list-style-type: none">• 子どもは健全に成長発達する権利を有しており、そのためには良好な養育環境が保障されなければなりません。親またはこれに代わる保護者による子どもへの虐待は、子どもに対する重大な権利侵害であって、児童虐待の予防、発見、再発防止、社会的自立に至るまで社会全体で取り組まなければなりません。
少年事件	<ul style="list-style-type: none">• 少年法を中心とする少年司法制度は、子どもの成長発達権を保障するための制度と捉えることができます• 一方で、例えば犯罪少年に対し、捜査の手段として逮捕勾留がなされるところ、心身ともに未熟で発達途上にある少年にとって身体拘束は悪影響を与えるおそれがあるとともに、長期間の身体拘束により職場を解雇されたり学校を退学に追い込まれたりするおそれもあり、身体拘束については可能な限り抑制する努力が必要とされます。• また、取り調べにおいても、少年は一般に被暗示性・迎合性が高く、取り調べに対する抵抗力が成人以上に弱く、意に反する供述をしてしまうおそれもあります。
犯罪被害を受けた子ども	<ul style="list-style-type: none">• 被害事実の聴取に際して被害者は犯罪の被害にあったことことで苦しい立場に置かれ、加えて警察・検察に呼ばれて話をするという緊張感の元で聴取されることとなります。当該緊張感の中で被害者が再度苦痛を感じることをないように配慮が求められます。

参考：日本弁護士連合会子どもの権利委員会『子どもの権利ガイドブック【第2版】』（明石書店、2017）

令和4年6月に成立した改正児童福祉法の子どもの権利擁護活動への影響

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法（施行期日令和6年4月1日）を受けて、一時保護の決定時等に子どもの意見聴取等の措置を講ずることとされるとともに、都道府県等において子どもの意見表明等支援事業（アドボケート事業）の制度化に向けた体制整備に努めることとされました。

子どもの意見聴取等の仕組みの整備（４．関係）

- 都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組みを推進するため、
 - ① **子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ**、
 - ② 都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、**子どもの意見聴取等を行うこととし**、
 - ③ 子どもの**意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ**、その体制整備に努めることとする。

<子どもの権利擁護に係る環境整備>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、**都道府県の児童福祉審議会等^(※)による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。**

※ 児童福祉法に基づき都道府県に設置され、子ども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

<児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う**在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等^(※)に意見聴取等を実施**

※ 措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。

- 子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。

<意見表明等支援事業（都道府県等の事業[※]都道府県、政令市、児相設置市）>

- 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象
- 子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（**意見表明等支援員**）が、**意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。**

6

参考：厚生労働省「改正児童福祉法基本資料」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000994205.pdf>)、(2023/3/15閲覧)

都道府県の意見表明支援事業を担う主体のイメージ

- 子どもの権利擁護システムを担う主体は、「意見形成支援・意見表明支援を担う主体」及び「個別の権利救済を担う主体」の2つがあります。

図表3 都道府県等における子ども権利擁護システムを担う主体（例）

意見形成支援・意見表明支援 (アドボカシー) を担う主体 (例)



個別の権利救済を担う主体 (例) (子ども権利救済機関)



(参考) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 アドボカイト制度の構築に関する調査研究」2020年3月
アドボカシーに関するガイドライン案 p6より引用

意見形成支援・意見表明支援を担う主体について

意見形成支援・意見表明支援とは？

■アドボカシー（意見形成支援・意見表明支援）

子どもが自らの考えを整理することを支援したり、意見を表明することを支援したり、本人に代わって発言したりすること（意見形成支援・意見表明支援）

—三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 アドボカシーに関するガイドライン案

アドボカシーとは子どものために声をあげることであり、アドボカシーとは子どもをエンパワーすることである。そのことによって子どもの権利が尊重され、子どもの意見と願いがいつでも聞いてもらえるようにするのである。アドボカシーとは子どもの意見、願い、ニーズを意思決定者に対して代弁することである。そして彼らが組織の中でうまくやっつけられるように助ける。子ども（施設経験者を含む）のアドボカシーに関するこの基準は21歳までの年齢を対象とする。アドボカシーサービスは独立性と守秘をもって次のことを提供する。

・情報/助言/代弁/代理/支持

—イングランド及びウェールズ政府

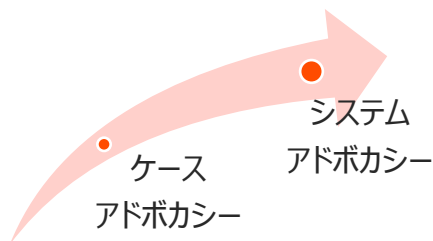
（栄留里美 社会的養護児童のアドボカシー 明石書店 2015年 p26より引用）

■アドボケイト

アドボカシーをする人のこと。（意見形成支援・意見表明支援を担う主体）

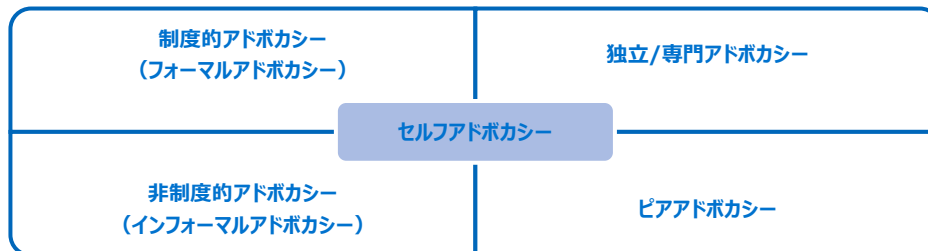
「アドボケイト」、「アドボキッド」、「アドボケット」などと表記される

アドボカシーの範囲



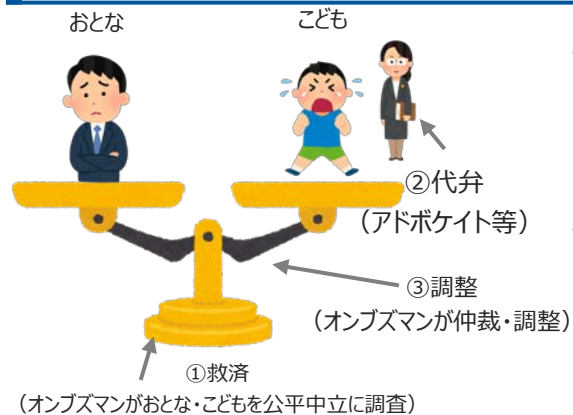
ケースアドボカシー	ひとりのためのアドボカシー
システムアドボカシー	子どもの権利擁護の社会的な仕組み（制度・政策）を改善していくためのアドボカシー

アドボカシーの種類（アドボケイトの担い手）



セルフアドボカシー	子ども自身が、権利、利益、ニーズなどを自ら主張すること
制度的アドボカシー	児童相談所職員、里親・施設職員、教員等の、行政サービスとして子どもを支援する専門性を有する職員等によるアドボカシー。子どもと定期的な相談の機会を持っており、専門性に立脚したアドバイスができる。
非制度的アドボカシー	親や家族などによるアドボカシー。相互によく理解している関係なので日常的に相談しやすい
独立/専門アドボカシー	独立性を確保した子ども意見表明支援員によるアドボカシー。本人の意見が聞いてもらえるような手助けを行うための知識や経験を持つ。民間団体への外部委託を基本とする
ピアアドボカシー	同じ経験、属性、背景を持つピア（仲間）によるアドボカシー。社会的養護経験者同士、障害を持つ人同士、いじめを受けた経験がある人同士など。ピアだにより共感や理解を得られ、経験から具体的なアドバイスが得られやすい

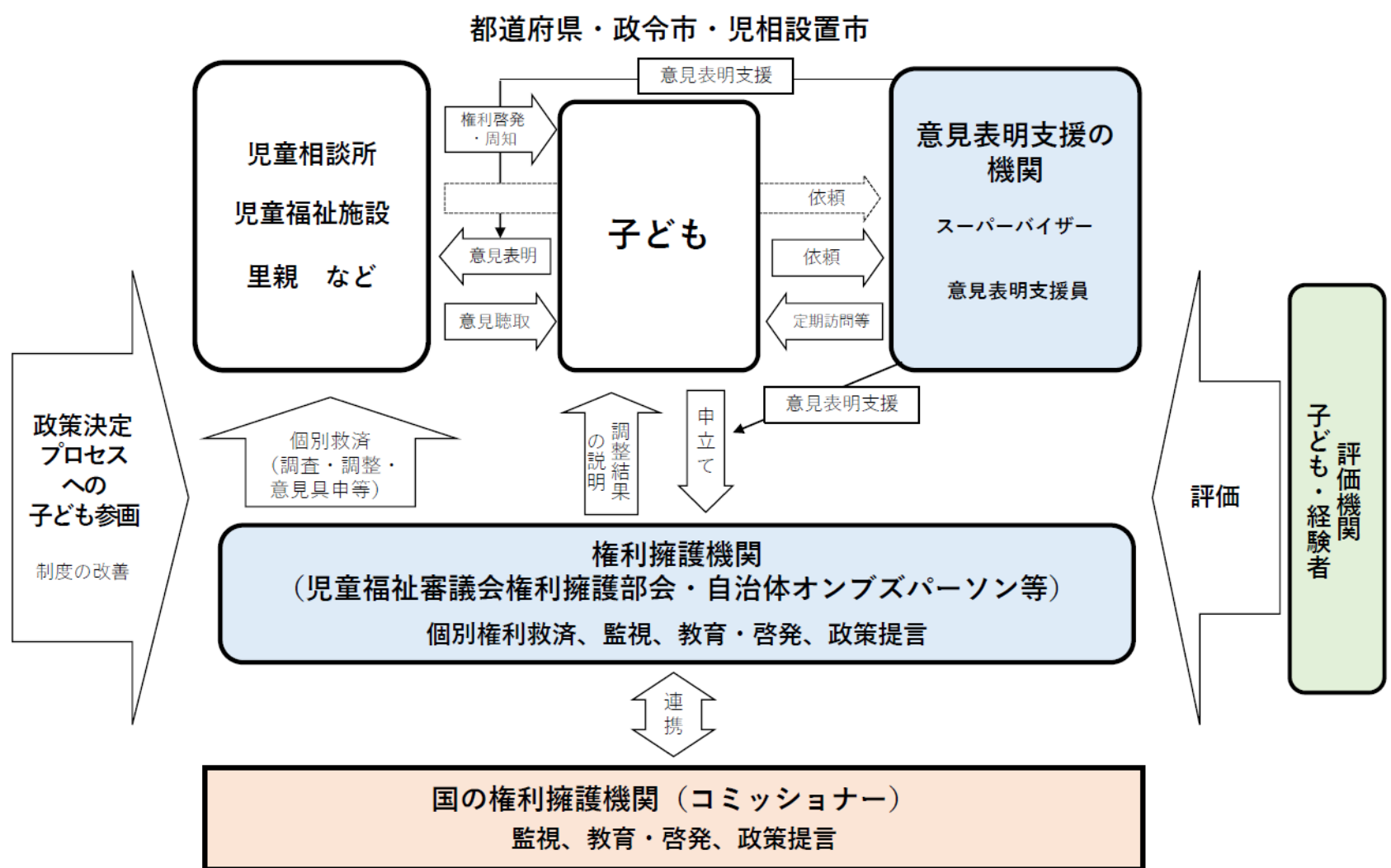
オンブズマンとアドボケイトの違い



- ・オンブズマンは、公正中立な立場で権利侵害かどうかを調査し、勧告や調整を行う
- ・アドボケイトは、子どもからの苦情申し立て手続きの支援、子どもの主張の整理・代弁、精神的サポートを行う

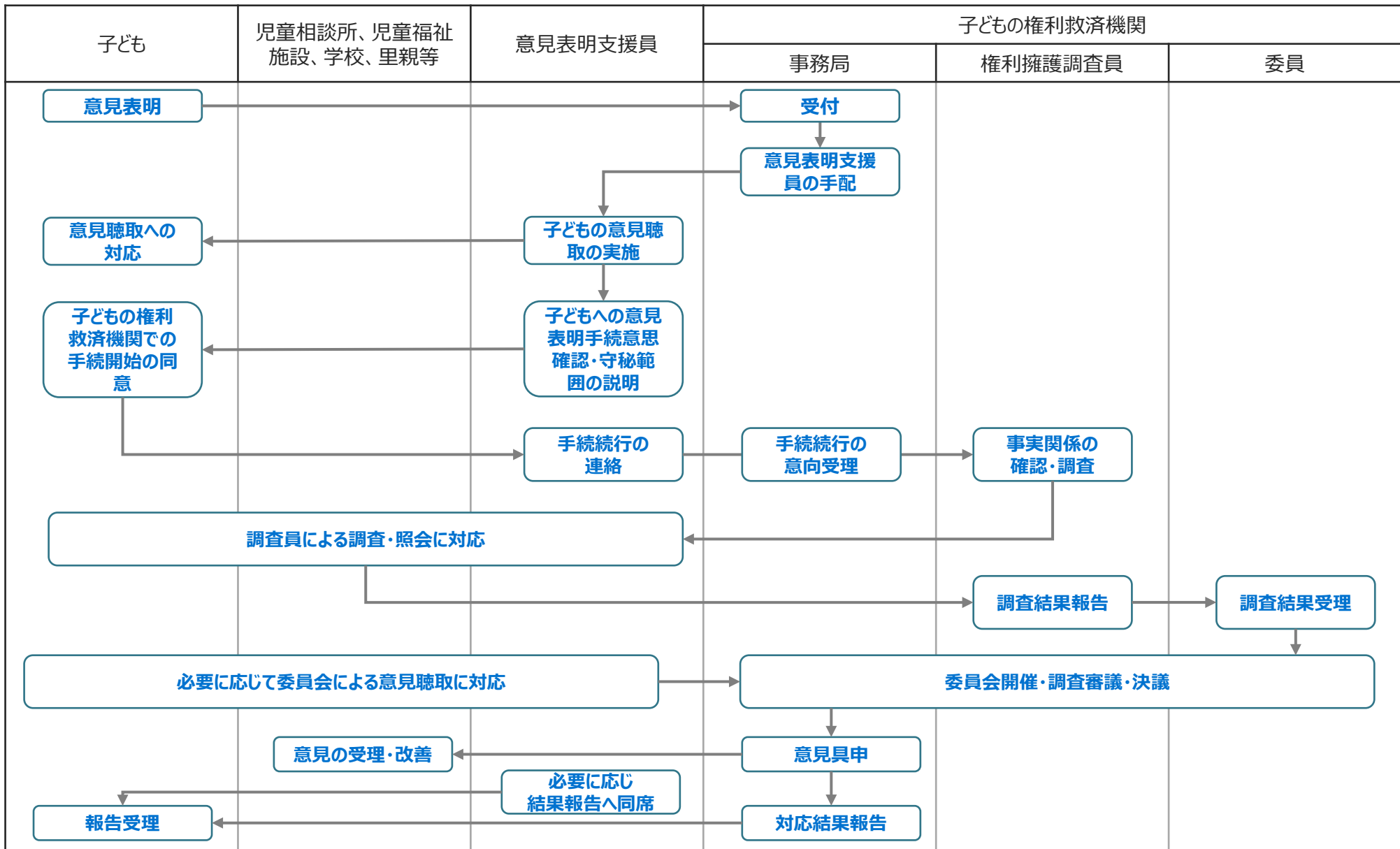
意見表明等支援事業を通じて実現が目指されている子どもの権利擁護の枠組みのイメージ

子どもの権利擁護の枠組み（あるべき姿のイメージ）



(出所) 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ

意見表明支援事業が整備された際の子どもによる意見表明及び関係機関の申立・申出の想定フロー



(参考) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」2019年3月をもとに作成

参考文献

- 公益財団法人日本ユニセフ協会 「子どもの権利条約」(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html) (2022/03/13参照)
- 日本弁護士連合会子どもの権利委員会：子どもの権利ガイドブック [第2版] .明石書店.2017
- 芦辺信喜:憲法 [第五版] .岩波書店.2011
- 日本財団「こども基本法について」 (<https://kodomokihonhou.jp/about/>) (2023/03/17 閲覧)
- 日本弁護士連合会:子どもの権利条約 条約機関の一般的意見 日本語「意見を聴かれる子どもの権利」.
(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf) (2022/09/01時点)
- 栄留里美・長瀬正子・永野咲:子どもアドボカシーと当事者参画のモヤモヤとこれから 子どもの「声」を大切にする社会ってどんなこと?. 明石書店. 2021年
- 小野喜郎 薬師寺真：児童虐待対応と「子どもの意見表明権」—一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み. 明石書店. 2019
- 厚生労働省「改正児童福祉法基本資料」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000994205.pdf>) ,(2023/3/15閲覧)
- 三菱UFリサーチ&コンサルティング株式会社「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 アドボケート制度の構築に関する調査研究」2020年 3月